2018年



京都個人分分



















事業者減少問題の対策に取り組む

第 47 回

理事会の焦点

開催日時 | 1月22日(木) 午後1時

日個連会館

① 平成30年度上期事業報告並びに 決算報告承認の件

②健康管理啓蒙ポスター作成の件

③ 会員の処分 (案) 承認の件

④ 高齢者運転免許自主返納サポート 協議会への加盟の件

情勢について、以下の話がありました。 秋田会長から現在の業界を取り巻く

消費税増税に伴う運賃改定について

次第お知らせします。 は方向性を決めるということで、決まり と話し合いを重ねているところです。今 クシー運賃はどうなるのか、皆さんもご いは続きますが、遅くとも今年度中に はまだ出ていません。これからも話し合 きか、国交省も非常に悩んでおり、結論 の、税率が10%となる今回はどうするべ までは法人と同じ価格帯にしていたもの 心配のことかと思います。現在、国交省 来年10月の消費税増税が迫る中、タ

ただきました。

やして欲しいとは言えなくても、急速に できるようにして欲しいというものです。 を設けることで、減少に歯止め、補充が 減少が進む個人タクシーに新規の一定枠 送力削減の動きの中、個人タクシーを増 この他にも事業者減少を食い止める 要望書の内容は、特措法による供給輸

るところです。決まり次第、 いと思います。どうぞ宜しく 皆さんにもご協力いただきた ための様々な対策を考えてい お願いいたします。 その後の審議にて、決議事

事業者減少を食い止めるために

項は原案通り可決承認され

渡譲受について、平成29年3月の事

個タク制度の危機

本当にいいのか! このままで!!

NO! 飲酒運転 NO! ひき逃げ

都内個人タクシー現況 (平成30年11月1日現在) 許可事業者数 12,563名(前月比 -46名) 武三12,152名 北多摩155名 南多摩256名 業者数 12,290名(前月比 -40名) (特別区、武三11,882名 北多摩152名 南多摩256名) ※集計方法は運輸行政と異なります。

局長により国土交通省大塚副大臣に対 なくなる状況も考えられます。そこで 思われる人は、譲渡者がほとんど決まつ 前試験合格者分まで、譲渡譲受未申請 し、議員連盟として要望書を提出してい 増える傾向があり、今後譲受者が足 不良等の理由から譲渡を希望する方が てしまっている状況です。最近は、体調 れた事前試験でも、合格ラインにいると 者はゼロとなりました。 本年11月に行わ 員連盟の菅原一秀幹事長、城内実事務 11月21日、個人タクシーを応援する議

優良タクシー乗り場の運用につい 東京駅八重洲口前

平成30年12月3日 (月)午前10時から

10時から運用開始されることとなりました。 ロレーン」として、平成30年12月3日 (月)午前 新設され、これまでの「一般レーン」を 二般・U 客接遇英語検定合格者・ワゴン (混在)レーンが 東京駅八重洲口タクシープールに「外国人旅

変更は、改良工事が終了次第平成30年12月6日 (木)から運用開始の予定です。 また、2台同時乗車から3台同時乗車への

■東京駅八重洲口前タクシープール

○入構条件

次のすべての条件を満たすこと

●優良タクシー乗り場への入構資格及び条件を満 ●「検定合格者・ワゴンレーン」に入構する際はEC D (English Certified Driver) 認定章を車体 たしている車両

に貼付(ワゴン車両を除く)していること

①第1~第5レーン 検定合格者・ワゴンレーン 一般・UDレーン (31台)

②第6レーン

(7台)

東京都豊島区南大塚1-2-12 日個連会館5階 一般社団法人東京都個人タクシー協会 教育広報委員会 (03) 3947-1461 http://www.kojintaxi-tokyo.or.jp/

い制度と改革に期待

ほとんどです。

第 26 回 |人タクシ

新

後、16名のアドバイザーの方々と意見交換がおこなわれました。 前田専務理事から前回の懇談会以降における業界の対応等への説明の 人タクシー利用者懇談会」が開催されました。秋田会長の挨拶に続き. 11月6日(火)午後2時より、アルカディア市ヶ谷において「第26回個

意 見 交 換

小泉さおりさん 事前予約について

【ジャパンマリンユナイテッド(株)】

がらないことが多くて困っている。法人のよ のだが、特に午後5時~6時に電話がつな うに事前予約を出来るようにしていただ を選んでいる。確実に配車をお願いしたい 乗り心地と安全を求めて個人タクシー

櫻井副会長

望されたとしても、ご連絡いただいた時間 すが、午後9~10時に、翌朝の配車をご希 を行い、配車効率を上げていく予定です。 使用した配車、タブレット端末による配車 者と共有し、さらに、今後はスマホアプリを 配車要望の多い時間・場所のデータを事業 況があり、大変申し訳ございません。現在、 ピーク時と重なると、ご要望に添えない状 また、以前より配車の予約は行っていま 無線配車のご連絡をいただく時間が

> 間前、この二つが予約しやすい状況です。 現状ですと、予約は、即時配車か24時

拝形隆夫さん 一定のレベル以上のサービスを

【新日鉄住金エンジニアリング(株)】 法人タクシーに乗ると、各社毎に挨拶や



恐れ入りますがご検討下さい。

山田在東さん

●みつ星制度について

られるが、個人タクシーはおもてなしを意 サービスがほぼ一定しており、努力が感じ しつかりと行うよう考えていただきたい。 感がない。全車で最低限の挨拶、確認等を 識している車、していない車がバラバラで統

(株)電通ワークス】

だった。無事故・無違反だけでなく、これら は汚い、車が古くて壊れかけているのか窓 も判断に入れてのみつ星にすべきでは。 ズ生地のチョッキのようなもの、という有様 が開きづらい、ドライバーの服装は、ジーン みつ星の個人タクシーに乗ったが、車内

秋田会長

だきます。 持ち帰り、今後は講習会で指導させていた 判断してしまう場合が多く、客席内の確 せん。街頭指導もありますが、外見から 認まではできておりません。今回のお話を 毎に車を確認するというシステムがありま 大変ご迷惑をおかけいたしました。一台

久保洋武さん ● 事前確定運賃制度について

【三菱電機ライフサービス(株)】

かったという事前確定運賃制度について、 法人会社の行った実証実験で評判の良

利用できない。

秋田会長

マナー向上に努めています。しかし昔から のやり方で変わろうとしない事業者もい 向上するように頑張ってまいります。 す。今後も継続して個人タクシー全体が い、またマナーコンテストを開催して接客 るために、皆様にご迷惑をおかけしていま て挨拶やサービスの向上について啓蒙を行 講習会など、常日頃から事業者に向け

まだ認可が降りていない制度ですが、私

運転免許返納者割引の推

ように進めているところです。

タクシーでもタブレット端末を載せられる ていきたいと考えています。年度内に個人 たちも法人会社とともに制度を取り入れ

ように進めており、この制度に対応できる

【東京消費者団体連絡センター】

池田京子さん

めていただきたい。割引があると、返納の ているので、この制度の取り組みをぜひ進 きつかけになると思う。 最近は高齢者による交通事故が増加し

秋田会長

もさらに増える予定です。 個人が80%程対応しています。東京は11 あり、既に埼玉の個人が100%、千葉の 月に86%程の認可が下りましたが、今後 警察からの協力の要請があったことも

(その他のご意見・ご要望)

○2020年に向け大きな荷物を持ったお)個タクに乗りたくても法個を選べなかつ どできるだけ導入していただければ。 客様も増える。UD車両やワゴン車両な たり、その場にいなかったりで、なかなか

個人タクシーは追従するのか。 度が始まるのであれば喜ばしいと感じる。 ようだ」というクレームがあるので、この制 私たちの会社でもたまに「遠回りされた ておりますが、

今後も身体の許

す 限

こ冥福をお 井

祈り申し上げます

(都営協·新運転 (都営協·都民同 (都営協·板橋) (都営協·足立

在は、 なく過ご

支部役員としての仕事も務め

こせたことを感謝しています。 業界に入って三十数年、

過

てきました。

正

営業に心掛け

安全運転と適

自動 車運送事業運転者表彰

神奈川2名、 業運転者 局による「平成30年度自動車運送事 人タクシー部門では、 県立青少年センターにて関東運 10 月 29 日 表彰式」が行われました。 月) 埼玉2名)が受賞されま 午後2時より、 12名(東京8名、 神奈 輸

掛江浩|郎局長式辞

賞を心よりお喜び申し上げます。 までのご功績に対し、 活の向上と我が国経済の発展に大きく し感謝申し上げるとともに、本日の受 した技量のたまものであります。これ **貢献してきたのは、皆様のご努力や卓越** まで利用者に信頼され、 旅客及び貨物自動車運送事業が今 改めて敬意を表 かつ社会生

の人手不足は業界全体にとって深刻な く中、 後生産年齢人口がますます減少してい 高齢化の進行が顕著であるドライバー な人材を惹きつける、 会生活を支える、きわめて重要な基 きやすく、 題となっております。 産業であります。 確保が重要な課題となり、 動車運送事業は我が国の経済及び 自動車運送事業においても労働 力的 な仕事となるよう しかしながら、今 誰にとってもより このため、 中でも 多 て、

持ちに余裕をもつ

頭から常に気

池ケ谷正夫さん

都営協·第一事業団支部

受賞者の

なければなりません。 労働環境を変えて行 運 転 者の労働 条件

か 及

局長が高等学校等を訪 運 をホームページ上に開設 ス、トラック、タクシードラ したところです。また、 えるためのポータルサイト イバーの情報や魅力を ける労働力確保対策の (輸支局においても、 東運輸局としまして 動車運送業界にお ・昨年5月よりバ 各 支

いう職業の魅力を後進となる方々にお 行っているところです。 し、ドライバーの魅力についてPRを |様におかれましても、ドライバーと

問

伝えいただきますようお願い致します。 させていただきます。 う、微力ながらお手伝 が後に続いていけるよ ます。そして、 努力していきたいと思 、若い方



0点

(件)

平成30年10月分 点数 0点

19

換金停止 無線配車止め

多摩個連·東日本協 組

■行政処分状況

10月10日

都営協

東部支部

年は特にお年寄りや 接客に関して、ここ数

をするように心掛け ています。法人・個 お子さんに対して、 優しい運転や心配り

なった関係者の皆様と家族に改めて感謝 したいと思います 仕事をさせていただきました。 代を通して、周りに恵ま れて気持ち良 お世話に

元

処分日 処分内容(車両停止) 氏名

中村 弘

_ 髙橋和巳 10月16日 文書警告

■不適正営業集計表(街頭営業適正化指導規程) 発生月

警告事案 机分事案

文書警告

違反事項 違反概要 運輸規則第2条第2項 -船準則(公平かつ懇切な取扱い)違反 運輸規則第25条第3項 第4項 乗務等の記録義務違反 処分事案(加重) 合計

メーター操作不適切

0

平成30年9月 16 ■処分事案対処報告書(街頭営業適正化指導規程)

平成30年10月報告分 会員 団体名 氏名 発生日 発生場所 対象行為 加重 処分内容 一 中央区銀座7-7 表示灯使用停止 精算停止 講習2日 東個協 板橋第一支部 $0 \cdot T$ H30.7.2 乗禁地区営業 (車両進入禁止地区内) 表示灯使用停止 東個協 練馬支部 $0 \cdot T$ H30.6.1 中央区銀座8-4 乗禁地区営業 精算停止 表示灯使用停止 中央区銀座4-2 東個協 墨東支部 0·M H30.6.1 接客不良 精算停止 加重 脱退勧告 東個協 墨田支部 K·K H30.6.2 港区新橋2-18 運送引受拒絕 大田区羽田空港3-3 表示灯使用停止 事業団支部 都堂協 I٠K H30 8 17 暴力·暴言行為 (国内線第2タクシー乗り場) 換金停止 無線配車止め 表示灯使用停止 新橋駅東口吉野家向かい側 都営協 事業団支部 В•Т H30.8.22 進入禁止無視 無線配車止め 表示灯使用停止

※処分事案は会員団体に処分を要請し、平成30年10月中に処分内容の報告があったもの ※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

H30.8.20 中央区銀座4-4

 $K \cdot Y$

| ■云貝の処プ寺に関する規則に基づく処プ伝流 | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----|-------|-----|----------|----------------|--------|--|--|--|--|
| ſ | 会員 | 団体名 | 氏名 | 発生日 | 対象行為 | 処分内容 | | | | |
| | 都営協 | 事業団支部 | К•Т | H30.9.25 | 無車検運行(9日間内8日間) | 過怠金8万円 | | | | |

10

所属団体 (東個協·世田谷第三) 個協·足立第一

新保

只芳 章

盟 74 59 75 65 80 68 心 崩 2発外傷 頭 不 硬 全 変 癌

地理モニター報告の

【名称変更並びに移転】

| 旧名称 | 新名称 | 変更日 | 旧所在地 | 新所在地 | 移転日 |
|----------|---------------|---------|---------------|----------------|---------|
| 八王子医療刑務所 | 東日本成人矯正医療センター | 平成30年1月 | 八王子市子安町3-26-1 | 昭島市もくせいの杜2-1-9 | 平成30年1月 |

【道路・橋等】



ととされています。

いいたします。

等をお願いします。 報装置の作動、

・車させた場合は、

、警察

F

0)

緊急通

もし右記と一

致すると認められる者を 防犯灯の点灯、 の連絡カー

が、 ますようお に報告 場合には、 反等があった 路 交通法の違 新 たな道 をされ 直ち



道交法違反等報告の 期限更新申請書提出後の

当 新たな道路交通法の違反等が た場合には、 転記録証明書の証明期間以降、 局に対して直ちに報告を行うこ 満了日 更新申請の際に添付した運 11 宣誓書に基づき、 月30日)までの間に 更新 行政 あ

ります。 出を求められる事案が発生してお 業者及び所属団体長が顛末書の提 報告を怠ったことが発覚し、 かしながら過去において、

が行われます 新者につきまして、 今般、平成30年11 期限更新の処分 月 30 日付期限

札)を先にくれ

一万円札を両替したいので、千円札(五千円 後で運賃を払うから釣り銭分を先にくれ

の前渡しや両替を要求しております。 ある)と指定し、行き先地に到着後、 本木等)で乗車し、行き先地を神奈川 、江戸川区内から千葉県下に移動した例 内の繁華街(渋谷、歌舞伎町、 池 釣 袋、

県

六

ŋ

銭 \$

平成30年

·11 月 30 <u>日</u>

ത

さま

人相、着衣、会話等の概要

前歯の欠損 20~30代の男

●多弁·饒舌

あごひげ、サングラス。 自らを暴力団、裏社会の関係者と語る 帽子姿の場合もある



となります。 ておりません。特徴等については次の ておりますが、未だ被疑者の特定には至っ 寸借詐欺被害の報告が上がっております。 警視庁、神奈川県警察等において捜査し 今年度に入り、法・個合わせて約20件 **(7)**